**○○学校市民図書室運営委員会会則（例）**

第１条（総則）

本会は「○○学校市民図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）」と称し、所在地を横浜市立○○学校内とする。

第２条（目的）

運営委員会は市民図書室を学校教育活動に支障のない範囲において、地域住民の文化活動のために開放し、青少年の健全育成及び地域社会の発展、生涯学習の推進、市民の文化活動の振興に資することを目的とする。

第３条（事業）

　前条の目的を達成するため、運営委員会は次の事業を行う。

(1)　市民図書室の運営に関すること

(2)　市民図書だよりの発行や、自主事業に関すること

(3) 利用者の登録受付、本の貸し出しに関すること

(4)　学校、教育委員会等関係機関との相互連絡・調整に関すること

(5)　市民図書室開放に必要な事項に関すること

第４条（構成）

　　運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 市民図書室世話人
2. 学校職員、自治会・町内会代表、ＰＴＡ代表、その他必要と認める者

第５条（役員）

　１　運営委員会には以下の役員を置く。

会長１名、副会長１名、会計若干名、監事若干名、顧問若干名

２　会長は運営委員会を代表し、一切を統括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

４　会計は運営委員会の運営にかかる会計事務を行う。

５　監事は運営委員会の会計を監査する。

６　顧問は運営委員会の運営について必要な助言を行うものとし、学校職員等をもって充てる。

７　役員は運営委員会の会議（以下「会議」という。）で選出する。

８　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

９　役員は委員の互選により選出する。

第６条（会議）

会議は１年に１度、定期に会長が招集する。ただし、３分の１以上の委員から要請があった場合

は、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に招集することができる。

会議は以下の事項を審議、決定する。

役員の選出、予算及び決算、規約の改廃、その他重要な事項

第７条（会計）

　１　運営委員会の経費は、委託料をもって充てる。

２　会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

附則　この会則は○○年○月○日から施行する。